



月 寒 の 放 牧 (札幌)

# 北海道行政書士会報

発行所  
 札幌市大通西6丁目  
 北海道行政書士会  
 TEL ☎ 3881  
 振替口座小樽8224

印刷所  
 株式会社 正文舎印刷所  
 札幌市菊水西町2丁目  
 電話 ☎ 7151~3番

◇ 退
支 部
室 蘭 館
函 館
◇ 事 務
支 部
札 幌
川 幌
旭 勝
札 勝
十 勝

◇ 行政
まつ消年月
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.
39. 9.

豊かに稔れる  
 石狩の野に  
 雁はるばる  
 沈みてゆけば  
 羊群声なく  
 牧舎に帰り  
 手稲の頂  
 たそがれこめぬ  
 雄々しく聳ゆる  
 榆の梢

(北大寮歌)

## 第二号 もくじ

会務報告.....2

会費完納の三支部  
 支部長会議状況  
 第4回常任理事会

参考資料.....3

農地法にいう農地放牧地  
 知っておきたい保証人の責  
 任範囲

支部だより.....4

小樽支部総会  
 空知支部総会

会員のうごき.....5

会員現況  
 新入退会者  
 事務所移転

雑 報.....7

行政書士登録者  
 読みにくい町村名の正しい  
 読みかた



他人の借金のために、自分の所有財産の中から特定の財産を担保として差入れるの事をいいます。この場合は、その担保差入れをした物を限度とする有限責任が物上保証人にあるだけで、万が一債務者(借入した人)が弁済しないときも、最悪の場合担保物件をとられるだけで、その他の財産をとられるようなことは一切ありません。

借金の保証人

Aさんが借金をする、Bさんがその保証人になるといふことは、Aが借金を返さなかつたときは、Bが代つて借金を払いますと、貸した人に約束することです。大変な責任を負うわけですが、唯単に保証人になる場合と、上に連帯の字のつく連帯保証人になる場合では責任の負い方が大分ちがつてきます。

ただの保証人の保証責任は、債務者が弁済しないときにはじめて弁済すべき責任を負うわけですから、債権者(お金を貸した人)がいきなり保証人に支払いを要求してきても、保証人は債権者に対して「まず債務者に支払い請求をしてくれ」と抗議することができません。(催告の抗弁権)

また債権者がそうした後で請求してきても、保証人は、債務者に差押えられる財産があり、その取り立てが簡単であることを証明して「まず財産差押えの強制執行をしてくれ」と抗弁することもできます。(換索の抗弁権) どうしても保証責任を負うのはその後です。ところが連帯保証人になると、この二つの抗弁権がありません。したがって債務者が弁済しないときには債権者は債務者へ返金の請求をしないで、直ちに連帯保証人に返金請求をすることができます。

また保証人になつた人が死亡した場合、その人の財産を相続した人は、この保証債務も相続することになります。父は死して保証を成すなんてことは駄目やれりませぬ。

身元保証人

借金の保証は借金の範囲内で責任がありますので、いふならば有限責任です。それにひきかえ身元保証には限度がありません。つまり責任の限度が予測できないわけで、これが身元保証の最大のおそろしさです。たとえば、SさんはTさんの就職に際して身元保証人になつたとします。その後、Tが過失で会社の重要器物をこわせば、Sはその損害賠償をしなければならぬし、Tが会社の金庫に大穴をあければ、それも責任をとらねばなりません。このように身元保証は、イザという場合の責任が、どれだけのものになるか全然わからないのです。

身元保証人の期限は、商工業見習なら五年、普通の雇傭契約については三年となつています。この期限を無事に過ぎれば身元保証の重荷から解放されます。

会則変更認可について中間報告

第五回定時総会の決議による会則の一部変更の内容は、前号で御知らせしましたが、其の後規定の書類を整備して、先月十四日付で認可申請書を道へ提出しました。超えて本月十八日、道の地方課小野主事殿より若干の変更条文について御教示を受け、翌十九日修正条文により御処理を頂くことになりました。道の人事異動等の事情で遅れていた認可も近く下りる見込みであります。

新役員

- 支部長 細井 伊三郎(再)
- 副支部長 田村 弘(再)
- 今野 辰巳(再)
- 清水 光五郎(再)
- 副支部長 佐藤 定夫(再)
- 庶務会計 神保 一郎(再)
- 監事 青山 多吉(再)

支部だより

昭和40年3月13日午後1時より小樽市労働会館二階

小樽支部総会

細井支部長以下会員9名、本日より渡辺会長、成沢理事出席、渡辺会長の祝辞が終つて、田村弘氏議長席に着き議事に入る。

議事

- 1、代議員選出について経過を報告し事後承認を求め一同了承(代議員氏名別項)
  - 2、前年度の事業経過と収支決算を一括報告して承認決定。
  - 3、役員改選については、岸川氏(本部副会長)の動議により全員留任と決定(役員氏名別項)
  - 4、本年度事業計画案並びに予算案は原案通り可決。
  - 5、最後に職域擁護等に関して討議が行われ次の通り決定。
- (1)業務研修会を実施すること。(2)非行政書士の違反事実については常時調査を行うこと。(3)会費は滞納のないよう努めること。
- 以上で議事終了し午後4時35分閉会。

空知支部総会

昭和40年4月11日午前11時より岩見沢市2の1千代本二階  
今村支部長以下会員21名出席  
来賓は市役所国兼総務部長、  
本会より渡辺、佐藤正副会長、猪本氏(前支部長)の司会で開会、今村支部長の挨拶があつて議長に南川小四郎氏を選出。

代議員  
及び  
紀委員

- 代議員 大野 新一(再)
- 清水 光五郎(再)
- 網紀委員 松本 又藏(再)
- 予備委員 工藤 賢司(新)
- 半田 五郎(新)

最後に  
国兼総務部長(岩見沢市役所)、渡辺会長の祝辞があつて閉会。

支部規定の一部改正案  
第9条の2 役員会は支部の役員及び顧問を以て構成する。

の一項を新設する。

第10条第2項中「定時総会は毎年1月に」を「定時総会は毎年4月に」に改める。

第16条に「2、顧問は当支部管内より選出の本会役員並びに代議員を以て之に充てる。顧問の任期は本部の役員、委員、代議員の任期中とする。」の一項を新設する。

附則に次の1条を新設する。

第18条 この支部規定は昭和40年1月1日に遡り施行する。

会員のうらやま

会員現況

支部	年度初 年員数	4月 末員数
札幌	108	111
函館	35	37
小樽	36	36
空知	65	64
旭川	72	75
留萌	10	10
宗谷	6	7
網走	57	58
室蘭	35	34
日高	14	13
十勝	41	49
釧路	15	15
根室	7	8
計	501	517

故

根本高一殿

小樽市花園町2丁目  
昨年来病氣療養中のところ  
去る四月九日朝逝去せらる  
享年八六歳。  
謹んで哀悼の意を表します。

◆新入会者(3・4月分)

支部	氏名	事務所	会員番号	入会年月日
札幌	山崎 右義	札幌市北26条東4丁目	632	40. 4. 16
空知	長尾 安夫	樺戸郡月形町市北8	629	40. 4. 1
旭川	橋本 清丸	美唄市西2条南4丁目	631	40. 4. 12
宗谷	森 勘一	上川郡美瑛町栄町4	630	40. 4. 8
室蘭	谷 名夫	稚内市開運通北2	628	40. 4. 1
十勝	宗 富重	苫小牧市王子町	626	40. 4. 1
釧路	宗 千寅	河東郡音更町下音更北2	627	40. 4. 1
根室	十 島賢	帯広市東11条南9丁目	633	40. 4. 19
根室	成 元野	広尾町西通9	634	40. 4. 19
根室	成 太郎	中通6	635	40. 4. 19

雑報

◇行政書士登録者

登録年月日	支 庁	住 所	氏 名	備 考
39. 11. 6	渡 島	函館市大森町37	高 橋 正 実	入会手続中 入 会
39. 12. 18	"	" 千代岱町	宇 田 寿 作	
39. 12. 24	"	" 新川町	古 山 和 夫	
39. 10. 12	後 志	小樽市末広町 6	高 見 松 太 郎	
39. 10. 5	空 知	月形町字知来乙	長 尾 安 夫	
39. 11. 30	"	砂川市西3条北4丁目	大 沼 秀 雄	
40. 1. 18	"	栗山町字桜丘	大 槻 実	
39. 10. 5	上 川	旭川市春光町 6 区	佐々木 恒	
39. 10. 20	"	" 東旭川町千代田2丁目	奥 田 光 雄	
39. 10. 20	"	上富良野町新日の出	山 田 寛	
39. 11. 25	"	中富良野町市街地	高 橋 十 二	
39. 9. 22	容 谷	利尻町仙法志字元村44	木 保 一 男	入 会
39. 9. 28	"	浜頓別町字浜頓別	成 田 徳 一 郎	
39. 9. 28	胆 振	室蘭市小橋内町 3	松 岡 正	
39. 12. 12	"	" 高砂町	倉 島 充 自	
39. 12. 12	"	虻田町字旭町 5	竹 内 芳 正	
39. 12. 22	日 高	三石町字旭町	元 茂 重 忠	
40. 2. 16	"	幌泉町字幌泉	尾 田 一 利	
39. 9. 30	"	新冠町字新冠	伊 東 幸 治	
39. 10. 29	十 勝	帯広市 9 条南 1 丁目	大 島 慶 照	
39. 12. 15	"	" 西 1 条南 5 丁目	松 浦 清 一	
40. 1. 7	"	芽室町東 4 の 2	宮 沢 左 一	
40. 1. 28	"	帯広市東 1 条南 11 丁目	里 麻 重 男	
40. 2. 17	"	幕別町字札内	鈴 木 一 雄	
39. 12. 22	根 室	根室市千島町	吉 田 大 二 郎	

◇退 会 者 (3・4月分)

支 部	氏 名	事 務 所	会員番号	退会年月日	備 考
札 幌	熊 岡 忠左衛門	江別市緑町東 4 丁目	512	40. 4. 1	廃 業
"	斎 藤 良 和	札幌市大通西 13 丁目	481	40. 4. 1	日高へ転出
小 樽	根 本 高 一	小樽市花園町 2 丁目	13	40. 4. 9	死 (即日届出)
空 知	上 村 幸 太	新十津川町下徳富	78	40. 4. 2	廃 業
網 走	矢 萩 禎 良	留辺蘂町字温根湯	148	40. 3. 29	廃 業
室 蘭	野々村 文 恵	勇払郡鶴川町字鶴川	442	40. 4. 1	休 業
日 高	市 原 勇 吉	静内町字吉野町	547	40. 4. 1	廃 業
十 勝	諸 戸 義 久	帯広市大正町西 1 の 2	368	40. 4. 8	廃 業

◇処分退会者 (会則第58条第2項の規定により退会通告)

支 部	氏 名	事 務 所	会員番号	退会年月日	備 考
空 知	原 俊 男	滝川市明神町 7	227	40. 3. 31	退会通告 40. 4. 20
"	高 橋 正 綱	芦別市頓城町 1	334	40. 3. 31	"
"	山 下 吉 男	空知郡南幌町	480	40. 3. 31	"

◇事務所移転

支 部	会員番号	氏 名	新 事 務 所	移転年月日
網 走	622	鶴 見 琢 磨	網走郡美幌町東 2 条北 2 丁目	40. 3. 3
札 幌	139	鈴 木 次 男	札幌市大通西 14 丁目	40. 3. 1
網 走	526	松 田 友 弥	網走郡美幌町東 2 条北 2 丁目	40. 4. 1
函 館	43	大 村 伊 佐 吉	山越郡八雲町末広町	40. 5. 1
旭 川	358	高 橋 関 彦	旭川市 1 条 2 丁目右 10	40. 4. 1

◇読みにくい町村名の正しい読み方

支 庁	郡 名	町 村 名	よみかた	支 庁	郡 名	町 村 名	よみかた
網 走	紋 別	雄 武(町)	お う む	十 勝	広 尾	忠 類(村)	ちゅうるい
胆 振	有 珠	壮 警(町)	そうべつ	〃	〃	大 樹(町)	た い き
〃	勇 払	早 来(町)	はやきた	〃	〃	広 尾(町)	ひろを
〃	〃	厚 真(町)	あ つ ま	〃	中 川	本 別(町)	ほんべつ
〃	〃	鵝 川(町)	む か わ	〃	足 寄	足 寄(町)	あしよろ
日 高	沙 流	平 取(町)	ひらとり	釧 路	厚 岸	厚 岸(町)	あっけし
〃	新 冠	新 冠(町)	にいかつぶ	〃	川 上	標 茶(町)	しべちゃ
〃	様 似	様 似(町)	さまに	〃	〃	弟子屈(町)	てしかが
十 勝	河 東	音 更(町)	おとふけ	〃	白 糠	白 糠(町)	しらぬか
〃	〃	士 幌(町)	し ほ ろ	〃	〃	音 別(町)	おんべつ
〃	上 川	新 得(町)	しんとく	〃	野 付	別 海(村)	べっかい
〃	河 西	芽 室(町)	めむろ	根 室	目 梨	羅 臼(町)	らうす
〃	〃	更 別(村)	さらべつ	〃	〃		

丁目  
士会  
1  
24

別所  
丁目  
3番

第二二二号  
報 もくじ

◆あ と が き◆

●「会報21号」、遅ればせながらお手元にお届けします。毎回「居所不明」で二、三通は返送されます。あちこち問合わせて、変更された事務所宛に再送して居りますが、こんな手間と費用はなくしたいと思えます。ご協力を願います。

●業務上の問題や、会報についての質問やご意見を歓迎します。本号には間に合いませんでしたが、次号から、お寄せになったご意見や解答を紹介したいと念願しております。

●会費は会の運営上唯一の財源でありますので、一カ年或は半年分の前納を希望したいが、せめて三カ月分ずつ前納下さるよう是非ご協力をお願いします。「会費は催促の葉書が来たら納めるのでしよう」と申される方があります。これでは催促状の費用と手間がどうなることでしょうか。

●空知支部総会記念写真の御寄贈ありがとうございます。前後しますが次号にのせたいと思います。